

## 平成 22 年度普通交付税の概要

### 1. 平成 22 年度地方財政対策の概要

平成 22 年度地方財政対策においては、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定数削減や人事院勧告等に伴い給与関係経費が大幅に減少してもなお、財源不足が過去最大の規模（約 18.2 兆円）に拡大するものと見込まれた。

一方、国の「平成 22 年度予算編成の基本方針」においては、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくこととされた。

このような方針に沿って、「地域主権改革」の第一歩として地方が自由に使える財源を増やし、地方公共団体が地方のニーズに適切に応えられるようにするため、地方の自主財源の充実、強化を図ることとし、地方交付税総額を対前年度比で 1 兆 733 億円増額確保している。

地方財政対策の概要は次のとおりである。

#### (1) 特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」(9,850 億円)の創設

地方公共団体が地域のニーズに適切に応えられるよう、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出として、地方財政計画の歳出に、特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」を計上している。

なお、「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設に伴い、平成 21 年度に創設された「地域雇用創出推進費」(5,000 億円)は廃止されている。

#### (2) 財源不足とその補てん措置

平成 22 年度においては、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少するほか、交付税特別会計借入金の償還が開始される予定であること、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増などにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、過去最大の 18 兆 2,168 億円の財源不足が生じ、平成 8 年度以来 15 年連続して、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定に該当する財源不足を生じることとなった。

このため、平成 21 年度までと同様、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発や別枠の加算等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）により、また、地方負担分については、臨時財政対策債により補てん措置を講じるとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしたところである。

前記の考え方にに基づき、平成 22 年度の財源不足額 18 兆 2,168 億円について、以下の補てん措置を講じることとしたところである。

##### ① 財源対策債の増発 1 兆 700 億円

一般公共事業等の充当率の臨時的引上げ等により建設地方債を増発するもの。

##### ② 国の一般会計における加算 7,561 億円

平成 21 年度以前の地方財政対策に基づき地方交付税法の定めるところにより平成 22 年度に加算することとされている額（以下、「既往法定分」という。）を国の一般会計から交付税特別会計へ繰り入れるもの。

上記の既往法定分の内訳は、地方交付税法附則第 4 条の 2 第 3 項（平成 19 年度における国から地方公共団体への税源移譲に伴う地方交付税総額の減少影響の緩和措置額）に基づく加算額 866 億円及び同条第 3 項（公共事業等臨時特例債の利子負担額

等)に基づく加算額 6,695 億円である。

- ③ 平成 20 年度分の精算の平成 24 年度以降への繰り延べ 6,596 億円
- ④ 平成 22 年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還の平成 28 年度以降への繰り延べ 7,812 億円
- ⑤ 交付税特別会計剰余金の活用 3,700 億円
- ⑥ 別枠の加算の交付税特別会計への繰入 1 兆 4,850 億円
- ⑦ 臨時財政対策債の発行 7 兆 7,069 億円

折半対象財源不足額(10 兆 7,760 億円)のうち地方負担分(5 兆 3,880 億円)に地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る以下の合算額を補てんするものとして地方財政法第 5 条の特例となる地方債を発行するものである。

ア 平成 13 年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額 1 兆 6,789 億円

イ 地方財政計画歳出の投資的経費(単独)及び一般行政経費(単独)と決算との一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち次の合算額 4,400 億円

i 平成 18 年度是正分 2,000 億円(平成 18 年度是正分の一般財源相当額 1 兆円の 5 分の 1)

ii 平成 19 年度是正分 2,400 億円(平成 19 年度是正分の一般財源相当額 6,000 億円の 5 分の 2)

なお、前記 i 及び ii の一体的かい離是正分については、それぞれ当初の発行年度以降 5 年間で段階的に地方税、地方交付税等の一般財源による措置(財源不足が生じる場合には国と地方が折半して補てん)に移行することとしており、この間において、本来であれば国負担となる分との差額については、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとした。

ウ 地方再生対策費分 2,000 億円

- ⑧ 国負担分 5 兆 3,880 億円
  - i 臨時財政対策加算 5 兆 3,880 億円

## 2. 地方交付税の総額

平成 22 年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れ(いわゆる「入口ベース」)は、国税 5 税の法定率分 9 兆 4,654 億円(平成 9 年度及び 10 年度に係る精算額のうち平成 22 年度精算額 876 億円を減額した後の額)に国の一般会計における加算額 7 兆 6,291 億円(投資的経費(単独)の減を踏まえ、当面の地方単独事業等の実施に必要な特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算(9,850 億円)及び平成 21 年度において別枠で加算した 1 兆円のうち平成 22 年度に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の加算(5,000 億円)、既往法定分及び臨時財政対策加算分)を加えた 17 兆 945 億円であり、前年度当初に比し 9,833 億円、6.1%の増となった。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額(いわゆる「出口ベース」)は、これに交付税特別会計における剰余金等 3,702 億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る利子支払額 5,712 億円を減額した 16 兆 8,935 億円であり、前年度に比し 1 兆 733 億円、6.8%の増となった。

## 3. 平成 22 年度補正予算に伴う地方財政対策

政府は、平成 22 年 10 月 26 日に平成 22 年度補正予算(第 1 号)の概算について閣議決定し、平成 22 年 10 月 1 日召集の第 176 回臨時国会に提出され、11 月 26 日に成立した。

今回の補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じるところであるが、これに対しては次のとおり地方財政措置が講じられた。

### (1) 国税の増額補正等に伴う地方交付税の増額交付

今回の補正予算において、平成 21 年度分の精算(5,758 億円)や平成 22 年度の国税の

自然増に伴うもの（7,368億円）により、地方交付税が1兆3,126億円増額されたところであるが、このうち、1兆126億円を平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するとともに、3,000億円を平成22年度に交付する措置が講じられた。

この措置に伴い、平成22年度の普通交付税については2,820億円、特別交付税については180億円を増額交付することとなったため、基準財政需要額の「雇用対策・地域資源活用等臨時特例費」の増額再算定を行うとともに、調整額の復活が行われた。

#### 4. 平成22年度普通交付税の算定方法の改正（市町村分）

##### （1）基準財政需要額

###### <総括的事項>

平成22年度当初算定における市町村分（財源不足団体）の基準財政需要額（臨財債振替前）の総額は22兆5,403億円で対前年度比3.8%の増となっている（臨財債振替後の基準財政需要額は19兆9,599億円で対前年度比0.7%の減）。

市町村分（財源不足団体）の基準財政需要額（臨財債振替前）が前年度に比べて増加した要因は、地方財政計画の歳出における特別枠「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」の創設に対応し、雇用対策や、地域資源を活用し、地域の自給力と創富力を高め、持続的な地域経営を目指す緑の分権改革の芽出しとしての取り組みなど、「人」を対戦にする施策を地域の実情に応じて実施できるよう、臨時費目として、「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」が創設された（県・市町村分併せて4,500億円程度、うち市町村分2,250億円程度）ことや特別枠「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」以外の基準財政需要額への対応として、地方公共団体が地域のニーズに適切に対応した行政サービスを提供できるよう、関係費目の単位費用において「活性化推進特例費」として増額が行われた（県・市町村分併せて5,350億円程度、うち産業振興・雇用対策関連部分2,300億円程度）ことなどがあげられる。

なお、「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」の創設及び「活性化推進特例費」の設定に伴い、平成21年度に創設された地域雇用創出推進費（県・市町村分併せて5,000億円）は廃止されたが、別枠で加算された1兆円のうち平成22年度に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の5,000億円の加算については、平成22年度においても継続されている。

一方で、投資的経費については、「コンクリートから人へ」という基本理念に基づいて、国の直轄・補助事業が対前年度比マイナスになったことを反映するとともに単独事業も「基本方針2006」における公共投資の抑制方針に沿った抑制を行った結果、前年度に比べ1兆2,124億円、15.0%の減となっている。

なお、臨時財政対策債（発行可能額）について、都道府県にあっては、前年度の3兆2,355億円から4兆8,218億円に増加（+49.0%）し、市町村にあっては、1兆9,132億円から2兆8,852億円に増加（+50.8%）している。

###### <個別的事項>

##### ① 道路橋りょう費

###### ・測定単位

平成19年度より、道路法第17条第2項の規定により国道又は道府県道を管理する市にあっては、当該市が管理する国道又は道府県道の面積を、測定単位の「道路の面積」に含むこととしている。

##### ② 下水道費

###### ・密度補正

維持管理費は排水面積・排水人口、処理施設の種類により異なるため、排水面積・排水人口、施設種類ごとの維持管理費の差を反映する比率（維持管理費比率）を用いた密度補正を適用している。平成22年度においては、排水人口当たりの単価、排水面積当たりの単価、公共下水道に対する各施設の維持管理費比率について以下

のとおり見直している。

「下水道費」密度単価

区 分		21 年度	22 年度
単 価	排水人口当たり	622 円／人	627 円／人
	排水面積当たり	3,765 円／千㎡	3,786 円／千㎡
需 要 額 構 成 比	排水人口分	0.50	
	排水面積分	0.50	

公共下水道に対する各施設の維持管理経費比率

区 分		21 年度	22 年度
農業集落排水施設	排水人口当たり	1.48	1.51
	排水面積当たり	0.40	0.41
漁業集落排水施設・ 林業集落排水施設	排水人口当たり	1.96	2.04
	排水面積当たり	0.73	0.75
簡易排水処理施設・ 小規模集合排水処理施設	排水人口当たり	2.44	2.53
	排水面積当たり	0.62	0.64
特定地域生活排水処理施設・ 個別排水処理施設	排水人口当たり	2.77	3.11

・投資補正

高資本費対策に必要な経費を措置するため、地方公営企業繰出基準による公費負担額の一部を算入している。

使用料対象資本費単価が 49 円／㎡以上（前年度 41 円／㎡以上）、使用料が 150 円／㎡以上の下水道事業について、使用料対象資本費単価（その額に応じた乗率を乗じて得た額）、有収水量及び使用料単価による割落率を乗じて得た額を、供用開始後 25 年までは 0.45、26 年から 30 年までは 0.09 の算入率により算入することとしている。

③ 小中学校費

・密度補正

密度補正 I において、遠距離通学児童・生徒のための通学対策として市町村が実施するスクールバス・ボートの維持管理費単価を 5,644 千円（前年度 5,715 千円）に改定している。

・学校数急減補正

小・中学校の統廃合に要する経費を学校の減少数を指標として算定するため、学校数急減補正の適用期間を 3 年から 5 年に延長（平成 21 年度：4 年，平成 22 年度：5 年）している。

④ 社会福祉費

・密度補正

子ども手当の創設に伴う支給対象者の所得制限の撤廃等による地方負担の増に対応するため密度補正を追加している。

・経常態容補正

経常態容補正は、「頑張る地方応援プログラム」による交付税措置として適用することとしている。

少子化対策に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる少子化対策に関する経費について、出生率（変化率及び絶対値）を成果指標として算定している。

⑤ 保健衛生費

・密度補正 I

平成 21 年度において、救急医療の充実等のため、救急告示病院に係る経費を特別交付税措置から普通交付税措置へ移行することとし、救急告示病院数及び救急告示病床数に係る密度補正を追加している。

・経常態容補正

高齢者保健福祉費 (65 歳以上) において措置していたがん検診事業等について、平成 22 より保健衛生費において措置することとし、高齢者人口比率を勘案した経常態容補正を適用している。

⑥ 清掃費

・密度補正

観光地の財政需要を反映させるため入湯客数による密度補正を行っており、平成 22 年度は 1 人当たりの単価を 5,810 円 (前年度 5,650 円) としている。

・経常態容補正

「頑張る地方応援プログラム」については、プロジェクト募集期間の満了に伴い終了となるが、成果指標を用いた算定に係る激変緩和措置を講じることとしている。

経常態容補正は、循環型社会の構築に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる廃棄物の減量化対策や分別収集経費について、1 人当たりごみ処理量 (変化率及び絶対値) を成果指標として算定している。

⑦ 農業行政費

・経常態容補正

「頑張る地方応援プログラム」については、プロジェクト募集期間の満了に伴い終了となるが、成果指標を用いた算定に係る激変緩和措置を講じることとしている。

経常態容補正は、地場産品の発掘・ブランド化や田舎での定住促進に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる経営振興やふるさと担い手育成等の農業振興関係経費について、農業産出額を成果指標として算定することとしている。

・農家数急減補正

農家数急減補正は、農家数が減少する団体について激変緩和措置を講じているものである。農家数急減補正は、2000 年世界農林業センサスによる農家数と 2005 年農林業センサスによる農家数を比較し、その間の減少数の一定割合を復元する算式となっており、平成 22 年度における復元率は、市町村分を 0.1 (昨年度 0.3) としている。

⑧ 商工行政費

・経常態容補正

「頑張る地方応援プログラム」については、プロジェクト募集期間の満了に伴い終了となるが、成果指標を用いた算定に係る激変緩和措置を講じることとしている。

都市と農山漁村との交流や賑わいあふれるまちづくりに前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる観光振興関係経費や中心市街地活性化等の商業振興関係経費について、小売業年間商品販売額を成果指標として算定している。

⑨ 徴税费

・寒冷補正

寒冷補正は、職員の寒冷地手当に係る財政需要を算定するための給与差による補正である。算定の簡素化の観点から廃止されている。

- ・ 経常態容補正

単位費用で措置した「徴税強化に要する経費」については、徴税強化の取組状況によって増減する性格であることから、その1/2相当額について、①当該団体の徴収率の増減と、②当該団体の徴収率と全国平均の徴収率との差を均等に反映して算定している。

⑩ 戸籍住民基本台帳費

- ・ 寒冷補正

寒冷補正は、職員の寒冷地手当に係る財政需要を算定するための給与差による補正である。算定の簡素化の観点から廃止されている。

⑪ 地域振興費（人口）

- ・ 経常態容補正 I

単位費用で措置した「歳出削減に要する経費」については、歳出削減の取組状況によって増減する性格であることから、その1/2相当額について、歳出削減比率を成果指標として算定することとしている。

また、行革努力による地域振興への取組み強化に伴い増加する地域振興関係経費について、歳出削減比率を成果指標として算定することとしている。

なお、歳出削減比率の対象経費である「繰出金」のうち法適・法非適公営企業会計に対するもの「建設費繰出」「公債費財源繰出」については、対象から除外することとしている。

- ・ 経常態容補正 II

「頑張る地方応援プログラム」については、プロジェクト募集期間の満了に伴い終了となるが、成果指標を用いた算定に係る激変緩和措置を講じることとしている。

企業誘致や定住促進等の地域振興に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる地域振興関係経費について、①製造品出荷額、②事業所数、③若年者就業率（変化率及び絶対値）及び④転入者人口を成果指標として算定することとしている。

- ・ 密度補正 II

密度補正 II は、平成 18 年度より児童手当の支給対象年齢が引き上げられるとともに所得制限を緩和する制度拡充が行われたこと、及び平成 19 年度より乳幼児の加算の制度創設が行われたことに伴い、地方公務員に支給する児童手当が増加することに対応するために適用する補正である。平成 22 年度より子ども手当が創設されたことに伴い、密度補正 II は廃止され、社会福祉費において密度補正を適用している。

- ・ 人口急減補正

人口急減補正は、平成 12 年国調人口からの人口減少率を基礎として算定している。平成 22 年度より、条件不利地域においては昭和 60 年国調人口からの人口減少率を基礎とした算定を追加し、いずれか大きい係数を補正係数としている。

⑫ 地方再生対策費

【測定単位：人口】

- ・ 経常態容補正

地方再生対策費で算定しようとする経費の必要性を示す指標を反映するため、経常態容補正を適用することとしている。

【測定単位：面積】

- ・ 測定単位

測定単位は、2005 年農林業センサスにおける田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積（公有及び私有の合計面積）の合計数である。

⑬ 雇用対策・地域資源活用臨時特例費

・ 経常態容補正 I

雇用対策の取組に関する指標として、歳入合計に占める自主財源の割合及び第 1 次産業就業者比率を用いた補正を行うこととしている。

・ 経常態容補正 II

地域資源を活用した取組に関する指標として、年少者人口割合、高齢者人口割合及び市町村民 1 人当たり農業産出額を用いた補正を行うこととしている。

⑭ 包括算定経費

【測定単位・人口】

・ 段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、包括算定経費（人口）に段階補正を適用している。

【測定単位・面積】

・ 種別補正

土地利用形態のコスト差を反映するため、包括算定経費（面積）に種別補正を適用することとしている。

(2) 基準財政収入額

① 市町村民税（所得割）

税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、平成 19 年度以降、当分の間の措置として、個人住民税のうち所得税から税源移譲を伴う影響額を基準財政収入額に 100%算入している。算入方法としては、税源移譲後の個人住民税の収入見込額の 75%相当額に税源移譲に伴う影響額の 25%相当額を加算するものであり、なお、これまで市町村により所得税の納税義務のない者の数の把握方法が異なることを考慮して、あるべき納税義務者数として理論納税義務者数という概念をもちいてきたところであるが、平成 21 年度より前年度の納税義務者数を用いることとする見直しを行っている。

平成 22 年度より、分離譲渡所得等（当初調定見込額）に上場株式等に係る配当所得を加えている。

また、平成 22 年度より各市町村における寄附金税額控除を算定に反映していると共に、平成 20 年度及び平成 21 年度に引き続き住宅借入金等特別税額控除見込額を算定に反映することとしている。

② 市町村民税（法人税割）

地方財政計画に合わせつける乗率  $\alpha$  は、指定都市及びその他の市町村は 1.13 としている。

③ 地方特例交付金

・ 児童手当及び子ども手当特例交付金

平成 18 年度及び平成 19 年度における児童手当の制度拡充並びに平成 22 年度からの子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応するために交付されるものであり、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方団体が交付対象である。

なお、基準財政収入額においては、その 100%の額を算入する。

(参考)

・ 平成 18 年度拡充分

支給対象年齢を「小学校第 3 学年修了まで」から「小学校修了まで」

に引き上げるとともに、支給対象児童の扶養者の所得制限を緩和

- ・平成 19 年度拡充分

3 歳未満児童のうち第 1 子及び第 2 子に係る児童手当の額を 5 千円 (5 千円→1 万円) 引き上げ

- ・平成 22 年度拡充分 (地方公務員分, 被用者・非被用者分)

平成 22 年度からの子ども手当の創設に伴い、支給対象年齢を「小学校修了まで」から「中学校修了まで」に引き上げるとともに、支給対象者の所得制限を撤廃

- ・減収補てん特例交付金

平成 18 年度の税制改正により、住宅借入金等特別税額控除の既適用者 (平成 11 年度から 18 年度までの入居者) について、所得税から住民税への税源移譲により所得税で控除しきれない税額控除額を住民税から控除することとなったことに伴い地方団体に生じる減収を補てんするために交付されるものであり、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方団体が交付対象である。

また、平成 21 年度の税制改正により、自動車重量税の減税と併せて、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率引き下げ等の特例措置の拡充が行われ、市町村においては、後年度を含めて概ね 3,000 億円の減収が見込まれた。これまで地方税のグリーン化税制による減収については特段の補てん措置が講じられていなかったが、

①道路特定財源の一般財源化の一環として行われる減税が、従来の道路特定財源の国・地方の配分に比して、著しく地方、特に市町村財政に大きな影響を与えること。

②道路特定財源の一般財源化に関する閣議決定の趣旨

を踏まえ、減収額の 2 分の 1 について、平成 21 年度から平成 23 年度までの間において、各年度 500 億円を交付することとされた。交付に当たっては、自動車取得税交付金の減収見込み額を基礎として交付することとしている。